



アクティブシニア 応援ポイント事業 Q & A



アクティブシニア応援ポイント事業
マスコットキャラクター
はっするきゃっする

小田原市 福祉健康部高齢介護課

目次

・参加者について

Q1：事業への参加、活動、商品交換の流れを知りたい。……………	P 1
Q2：参加者の要件は。……………	P 1
Q3：対象年齢を60歳以上にした理由は……………	P 1
Q4：ボランティア団体として活動している。団体の代表者が要件を満たしていれば、 60歳未満の者や市外在住のメンバーもアクティブシニア応援ポイント事業に 参加できるか。……………	P 2
Q5：介護保険サービス受給者や、生活保護受給者は参加できるか。……………	P 2
Q6：介護保険料に未納や滞納があった場合は参加できるか。……………	P 2
Q7：登録は受入施設や支所で登録できないか。……………	P 2
Q8：ボランティア経験のない者が参加して大丈夫なのか。……………	P 2
Q9：どのような活動がスタンプの押印対象になるのか。……………	P 3
Q10：複数の施設で活動をしていても良いか。……………	P 3
Q11：受入施設までの送迎や交通費の助成はないのか。……………	P 3
Q12：入所者等と接して得た個人情報はどうように扱えば良いか。……………	P 3
Q13：ボランティア活動でけがをした場合の保険はあるのか。……………	P 3
Q14：手帳を紛失した場合、再発行してもらえるか。……………	P 4
Q15：当年度分の手帳でスタンプ押印欄が余った場合、次年度分のスタンプも押印し てもらって良いか。……………	P 4
Q16：次年度も活動を継続したい場合の手続きは。……………	P 4
Q17：年度途中で小田原市外に転出した場合の扱いは。……………	P 4
Q17：年度途中で死亡した場合の扱いは。……………	P 4

・スタンプと商品交換について

Q1：どれくらい活動をするとスタンプを押してもらえるのか。……………	P 5
Q2：どれくらいのスタンプ数で商品と交換できるのか。……………	P 5
Q3：ポイントと交換できる商品はどうなものか。……………	P 5
Q4：商品の選定理由は。また、ポイントを換金することはできるか。……………	P 5
Q5：商品交換時期はいつか。……………	P 5
Q6：ポイントや商品の交換申請はどうに行うか。……………	P 6
Q7：スタンプは繰越せるか。……………	P 6
Q8：付与されるポイントは所得税の対象になるか。……………	P 6

・受入施設について

Q1：受入施設としての事業の流れを知りたい。……………	P 7
Q2：どのような施設が受入施設になっているのか。……………	P 7

Q3：受入れた参加者の個人情報の取扱いについて、注意点はるか。	P 7
Q4：受入れる活動内容が変更した場合はどうすればるか。	P 7
Q5：受入れた参加者と入所者の相性が悪かった場合どうしたらるか。	P 8
Q6：受入施設で、参加者の社会福祉法人小田原市社会福祉協議会（以下、市社会福祉協議会）への申請書の提出等を経由することはるか。	P 8

・ 事業実施の経緯について

Q1：事業の趣旨・目的は。	P 9
Q2：事業は何に基づき実施しているのか（法令等）。	P 9
Q3：実施主体はどこになるのか。	P 9
Q4：生活応援隊との違いは。	P 9

・参加者について

Q1：事業への参加、活動、商品交換の流れを知りたい。

次のとおり、手続きと活動を行ってください。

- ① 市社会福祉協議会の窓口にて、住所・氏名・生年月日が確認できる公的書類を持参し、申請書を記載・提出してください。
- ② 市社会福祉協議会から申請者の方へ、受入施設一覧表と活動を記録する「アクティブシニア応援ポイント手帳」をその場で交付いたします。
- ③ 参加者は、受入施設一覧表から希望の施設を選び、自分で連絡をして日程調整をし、ボランティア活動を行ってください。その際に受入施設から、手帳にスタンプが押印されます。
- ④ 年度終了後に参加者は、市社会福祉協議会に、押印された手帳を添えてアクティブシニア応援ポイント交換申請書を提出してください。
- ⑤ 参加者は、ポイントの商品交換一覧表から希望の商品を選び、注文書を社会福祉協議会に提出してください。商品は、後日自宅にお届けします。

※市社会福祉協議会への申請書の提出等を代理で行っている施設もあります。ご希望の方は、ボランティア活動を行っている（行う予定）受入施設等にご確認ください。

Q2：参加者の要件は。

小田原市内に在住の60歳以上の方です。

Q3：対象年齢を60歳以上にした理由は。

高齢者の生きがいづくりや外出支援を目的とした事業ですので、参加者の対象年齢を制限しています。

なお、同様の趣旨の事業を実施している団体で、対象年齢を65歳以上（介護保険法に規定する1号被保険者）としている事例も多くありますが、高齢者雇用安定法により65歳までの雇用を進めるための措置が義務付けられているなかであっても、多くの方が60歳で退職を迎えられている現状がありますので、そのような方々の社会参加を後押しするために、60歳以上の方を対象としました。

Q4：ボランティア団体として活動している。団体の代表者が要件を満たしていれば、60歳未満の者や市外在住のメンバーもアクティブシニア応援ポイント事業に参加できるか。

個人での登録になりますので、団体の代表者が参加要件を満たしていても、60歳未満の方や市外在住の方は対象になりません。

Q5：介護保険サービス受給者や、生活保護受給者は参加できるか。

参加できます。

ご自身の介護状態改善や社会参加のためにも、ご参加下さい。

Q6：介護保険料に滞納があった場合は参加できるか。

事業に登録してボランティア活動は行えますが、スタンプのポイントへの交換はできません。よって、商品交換が行えないことになります。

この事業の費用の一部は、市民の皆さんの介護保険料に支えられていますので、ご了承くださいますようお願いします。

Q7：登録は受入施設や支所で登録できないか。

受入施設や支所では、個人情報管理・保護などの観点から、登録を行えません。

ただし、市社会福祉協議会への申請書の提出等を経由している施設もあります。ご希望の方は、ボランティア活動を行っている（行う予定）受入施設等にご確認ください。

Q8：ボランティア経験のない者が参加して大丈夫なのか。

登録申請をしていただくときに、市社会福祉協議会職員から、ボランティアに必要な心がけをお伝えし、登録申請書には、ボランティア活動に関する遵守事項を守るよう署名をしていただいています。

平成28年度からは、新規の参加をお考えの方が活動を始めやすいように、新規参加者向けの説明会（事業の概要説明やボランティアの心得）を開催し、また、すでに参加されている方々にも、より有意義な活動を行っていただけるように、ボランティア活動に資する講座（ボランティアや介護に必要な知識等）を、希望者向けに開催しています。

Q 9：どのような活動がスタンプの押印対象になるのか。

次のとおりです。

○入所者の話し相手 ○送迎や散歩の補助 ○ゲーム、囲碁・将棋等の相手
○歌や音楽の指導や披露 ○食事介助の補助等 ○整髪、着替えの補助等
○お茶出し、配膳の補助等 ○洗濯物の整理等 ○清掃
○植栽の世話、草むしり等 ○その他裁縫、動物の世話、昔遊び、庭作りなど
○市主催事業の受付等
○その他裁縫、動物の世話、昔遊び、庭作りなど
詳しくは小田原市のホームページをご覧ください。

URL： <http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/welfare/s-support/leisure/p13609.html>

Q 10：複数の施設で活動をしていても良いか。

複数の施設で活動ができます。ぜひいろいろな施設で活動をしてみてください。

Q 11：受入施設までの送迎や交通費の助成はないのか。

送迎や交通費の助成については、市では援助いたしません。恐れ入りますが各自でご対応下さい。

Q 12：入所者等と接して得た個人情報はどうように扱えば良いか。

受入施設でボランティア活動をする際には、施設入所者のプライバシーに関わる個人情報（名前、住所、心身状態など）を知り得ることがありますが、ちょっとした内容のことでも絶対に第三者に伝えてはいけませんので、遵守していただきますようお願いいたします。活動をやめた後も同様です。

Q 13：ボランティア活動でけがをした場合の保険はあるのか。

小田原市では、ボランティア活動に参加している方が急激かつ偶然の事故に遭われた場合、補償金（お見舞）をお出しする保険に加入しています。

ただし、全ての医療費等が支払われるわけではありません。また、故意の事故や災害、活動に参加するための往復途上の事故など、補償対象にならない場合がありますのでご注意ください。

事故が起きた場合は、できるだけ早く市社会福祉協議会（35－4000）にご連絡下さい。

Q14：手帳を紛失した場合、再発行してもらえるか。

活動を継続するために手帳の再発行はできますが、紛失前に押印されたスタンプの再押印はできません。取扱いには十分ご注意下さい。

Q15：当年度分の手帳でスタンプ押印欄が余った場合、次年度分のスタンプも押印してもらって良いか。

手帳は年度ごとに更新するため、スタンプ押印欄に余りがあっても次年度に引続き使い続けることはできません。

必ず市社会福祉協議会で新しい手帳に更新してください。

Q16：次年度も活動を継続したい場合の手続きは。

市社会福祉協議会へ手帳をお持ちの上、継続の旨をお伝えください。この場合、初年度に提出していただいた参加登録申請書の提出は不要です。

次年度の手帳をお渡しします。

※市社会福祉協議会への申請書の提出等を代理で行っている施設もあります。ご希望の方は、ボランティア活動を行っている（行う予定）受入施設等にご確認ください。

Q17：年度途中で小田原市外に転出した場合の扱いは。

対象者の要件（P1「参加者について」Q2参照）を満たさなくなるので、市外に転出した時点から事業に参加できなくなります。

なお、市内在住時に押印されたスタンプについては、ポイント交換分を次年度の商品交換時期に商品交換できます。

Q18：年度途中で死亡した場合の扱いは。

参加者が死亡した場合は、ポイント交換及び商品交換はできません。また、その権利を他の者へ相続することもできません。

本事業は高齢者の生きがいづくりや外出支援を通じて介護予防を推進するために行っているものですので、ご了承くださいるようお願いいたします。

・スタンプと商品交換について

Q1：どれくらい活動をするとスタンプを押してもらえるのか。

1時間以上の活動で1スタンプ、1日に2時間以上行った場合又は2カ所以上で行った場合は2スタンプ押印します。1日の上限は2スタンプまでです。

Q2：どれくらいのスタンプ数で商品と交換できるのか。

次のとおりです。

スタンプ数	ポイント	交換できる商品 (送料等を含む)
10 スタンプ	1,000 ポイント	1,000 円相当の商品
20 スタンプ	2,000 ポイント	2,000 円相当の商品
30 スタンプ	3,000 ポイント	3,000 円相当の商品
40 スタンプ	4,000 ポイント	4,000 円相当の商品
50 スタンプ	5,000 ポイント	5,000 円相当の商品

Q3：ポイントと交換できる商品はどのようなものか。

地場産品として水産加工品、木工品、鋳物、ちょうちん、障がいをお持ちの方が製作した日用品、地元商店会の商品券、防災グッズなどを用意しています。

また、社会福祉基金等への寄付に換えることも可能です。

詳しくは小田原市のホームページをご覧ください。

URL：<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/welfare/s-support/leisure/p13609.html>

Q4：商品の選定理由は。また、ポイントを換金することはできるか。

参加者の皆さんが社会福祉活動・公益活動を行い、公共の活動に興味を持ち、地域や本市に愛着を持ってくださるよう、地場産品を中心とした商品を選びました。

以上の理由から、換金はありません。

Q5：ポイントや商品の交換時期はいつか。

4月1日から翌年3月31日までの活動分について、翌年度の4月1日から7月31日（土、日・祝を除く）まで商品交換できます。

Q6：ポイントや商品の交換申請はどのように行うか。

該当する年度分の手帳と印鑑を持って、市社会福祉協議会へお越しください。

市社会福祉協議会が手帳の「ポイント確認簿」にスタンプ数に応じた交換ポイントを記載しますので、その内容と必要事項を手帳の「アクティブシニア応援ポイント交換申請書」に記載し、押印の上、商品との交換申請を行ってください。

以上の手続きは、市社会福祉協議会の窓口で同時に行えます。

※市社会福祉協議会への申請書の提出等の経由を行っている施設もあります。ご希望の方は、ボランティア活動を行っている（行う予定）受入施設にご確認ください。

Q7：スタンプは繰越せるか。

ポイントに交換できない10未満の端数のスタンプのみ、翌年度に限り繰越しできます。ただし、50スタンプを超えるスタンプについては、繰越すことができません。

なお、一度スタンプをポイントに交換した場合は、交換年度の4月1日から7月31日までに商品と交換してください。

【例】

平成28年度		平成29年度		平成30年度	
繰越しスタンプ	新規スタンプ	繰越しスタンプ	新規スタンプ	繰越しスタンプ	新規スタンプ
	  繰越し可能です	  2回目の繰越しは不可能です	 繰越し可能です 	 	

Q8：付与されるポイントは所得税の対象になるか。

東京国税局から「交通費等の経費を除いた分について、雑所得に該当する」との見解が示されています。

他の所得と合算して確定申告の対象になる可能性もありますので、お心当たりの場合には税務署にご相談ください。

・ 受入施設について

Q1：受入施設としての事業の流れを知りたい。

次のとおりです。

- ① 市社会福祉協議会又は市高齢介護課にお問い合わせの上、窓口にて、対象活動登録申請書を記載・提出してください。
- ② 市高齢介護課での事務手続きを経て、市社会福祉協議会から登録通知書と、ボランティア活動に対する押印用スタンプが渡されます。
- ③ 参加者からの連絡を受け、日程調整をし、ボランティア活動を受入れてください。
- ④ 活動に対し、アクティブシニア応援ポイント手帳にスタンプを押印してください。
- ⑤ 1か月分のスタンプ押印実績を、翌月15日までに市社会福祉協議会に提出してください。

Q2：どのような施設が受入施設になっているのか。

次のとおりです。

○有料老人ホーム ○サービス付き高齢者住宅 ○特別養護老人ホーム
○介護老人保健施設 ○グループホーム ○短期入所施設 ○軽費老人ホーム
○小規模多機能型居宅介護施設 ○通所介護施設 ○障がい者福祉施設
○公共施設（市立保育園・市立病院等）
○小田原市のイベント・事業（介護予防教室・ツデーマーチ・放課後子ども教室等）
詳しくは小田原市のホームページをご覧ください。

URL：<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/welfare/s-support/leisure/p13609.html>

Q3：受入れた参加者の個人情報の取扱いについて、注意点はありますか。

個人情報の取扱いについては、施設利用者への対応と同様に、適切に行ってください。

Q4：受入れる活動内容が変更した場合はどうすれば良いか。

受入れる活動内容や施設名称等に変更があった場合、市社会福祉協議会にご連絡下さい。
変更に係る書類を記載・提出していただきます。

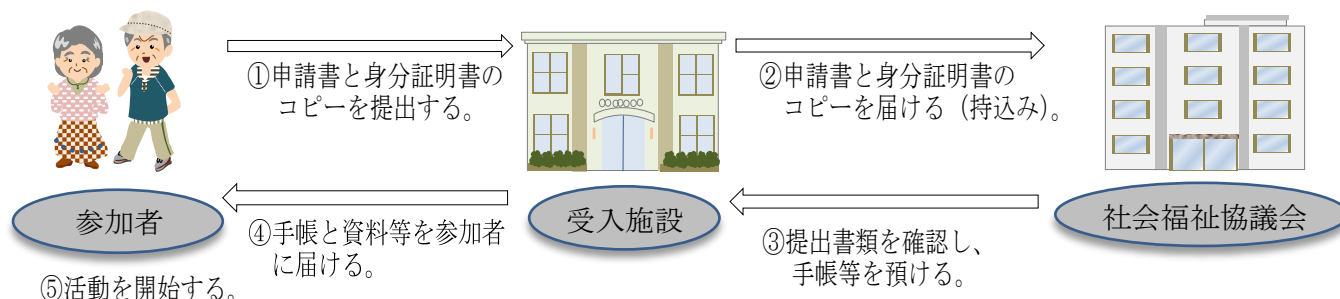
Q5：受入れた参加者と入所者の相性が悪かった場合どうしたら良いか。

人と人であるため、参加者と入所者の相性が悪い場合も考えられます。その場合は、他の入所者との交流を促したり他の活動をあっせんしたりするなど、取計らっていただくようご協力ください。

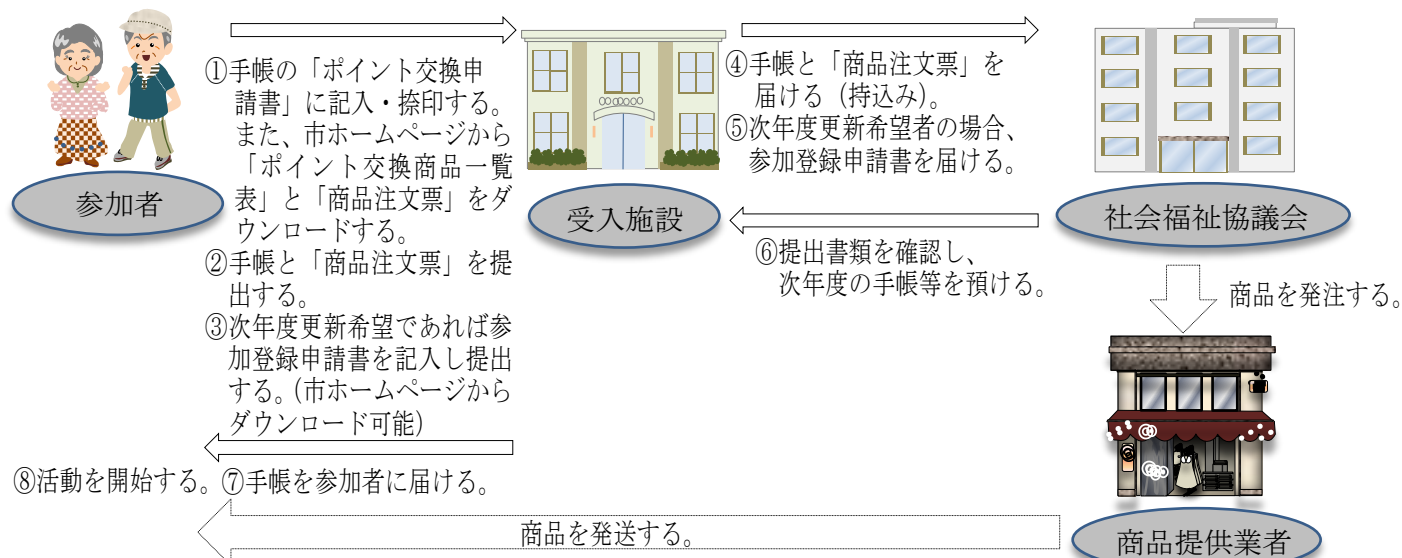
Q6：受入施設で、参加者の市社会福祉協議会への申請書の提出等を経由することは可能か。

次のとおり可能です。

【新規登録経由申請の流れ】



【更新登録及びポイント交換経由申請等の流れ】



経由申請等できる参加者は、その施設で活動を行っている（または行う見込みがある）方のみです。経由申請を行うかの判断は受入施設の管理者の方にお任せします。

・ 事業実施の経緯について

Q1：事業の趣旨・目的は。

高齢者が行ったボランティア活動に対してポイントを付けることで、活動をはじめたり、さらに意欲的に活動を行っていただくきっかけになるよう、平成25年度に開始した取り組みです。

高齢者の方が積極的な社会参加や生きがいづくりを行えるように奨励し、心身の健康の保持・増進につなげ、介護予防を図ることを目的としています。

また、高齢者が増加し、介護保険施設等の職員の業務負荷が増加することが予想される中で、元気で意欲のある方に業務をサポートしていただくことで、施設側の負担が軽減されることも期待しています。

Q2：事業は何に基づき実施しているのか（法令等）。

平成19年5月に厚生労働省から、「介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について」通知があり、その中で、「高齢者が介護支援ボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援する施策が求められている」と示され、「市町村の裁量により、地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能である」ことが明示されたことから、小田原市独自の実施要綱を制定し、事業を実施しています。

なお、平成29年度からは、65歳以上の参加者の活動について、介護保険制度における地域支援事業の一般介護予防事業として位置付けています。

- ・介護保険法：第115条の45（一般介護予防事業）

Q3：実施主体はどこになるのか。

小田原市が実施主体ですが、平成26年度からは市社会福祉協議会に業務を委託しています。

Q4：生活応援隊との違いは。

生活応援隊は、1人暮らしの高齢者の方などが日常生活において手伝ってほしいことに対して、地域の方々が代行してくれるサービスで、地域独自に取組内容を決めているものです。

一方で、アクティブシニア応援ポイント事業は、高齢者施設などで行っていただくボランティア活動で、全市的に行っている点で大きく異なります。



制度開始以降、登録者は年々増え、同年代の方が次々と参加されています！
ぜひ乗り遅れないで参加してくださいね♪
それから、すでに施設などでボランティアに貢献されている方にも、ぜひ登録していただき商品を受け取っていただきたいです♪

アクティブシニア応援ポイント事業 問い合わせ先

○小田原市社会福祉協議会

TEL：0465-35-4000

FAX：0465-35-6902

○小田原市福祉健康部高齢介護課

TEL：0465-33-1841

FAX：0465-33-1838